

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 （1世帯あたり3万円） は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

神埼市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象について

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」の世帯



令和5年6月1日時点で神埼市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯の方に対し、「確認書」を発送します。

- 「確認書」が届いた方は、手続きが必要（要返送）です。

提出期限：令和5年10月31日（火）（必着）

※一部申請が必要な場合があります。



詳しくは裏面（1）へ

令和5年1月2日以降に神埼市に転入した世帯や、世帯の中に未申告の方がいる場合など、市で税情報が確認できない世帯は、申請が必要です。

- 支給対象世帯で「確認書」が届かない方は、申請が必要です。

提出期限：令和5年10月31日（火）（必着）

詳しくは裏面（2）へ

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

（１）「確認書」が届いた場合

- 給付金を受け取るためには、**「確認書」の提出が必要**です。
- 中身を確認し、必要事項を記入して**返信してください。**

【確認事項】

- ・記載された給付金振り込み先に誤りがないか
- ・世帯の中に、住民税課税となる所得がある者がいないか



- 必要に応じて、添付書類（本人確認書類の写し、口座確認書類）を確認書の裏面に貼り付けてください。

確認書の提出期限は、令和5年10月31日（火）（必着）です。

（２）支給対象世帯（住民税均等割非課税世帯）であるか判定できない場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類の写し、口座確認書類の写し、**令和5年度住民税非課税証明書**の写し）と一緒に、直接または郵送で**福祉課**へご提出ください。



申請書の提出期限は、令和5年10月31日（火）（必着）です。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、神崎市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

神崎市 福祉課
(給付に関すること)

0952-37-0110

受付時間 平日8:30～17:15(土日祝を除く)

神崎市 税務課
(税金に関すること)

0952-37-0114

受付時間 平日8:30～17:15(土日祝を除く)